

令和4年4月2日

加算算定対象サービス事業所 職員各位

社会福祉法人成寿会

令和4年度 介護職員処遇改善計画・介護職員等特定処遇改善計画 及び介護職員処遇改善支援補助金計画の通達

日々の勤務、ご苦労様です。

昨年度に引き続き令和4年度も介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出をし、改善計画のとおり賃金改善を行いたいと思います(加算算定対象サービス事業所の職員)。また、令和4年2月から介護職員支援手当の支給を行っています(支給対象サービス事業所の介護職員)が、この介護職員処遇改善支援補助金計画の届出も行います。これらの支給時期及び支給方法等の要点は下記の通りですが、具体的には、別紙「介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書」及び「介護職員処遇改善支援補助金計画書」等を確認してください。

記

1. 介護職員処遇改善加算について

(1) 常勤の介護職員

令和4年7月支給給与(6月分給与)より、毎月一定額の手当を支給し、4月～9月算定の加算取得分との差額調整金を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分との差額調整金を6月給与支給時に支給する。

毎月一定額 夜勤を行う介護職員 月額 20,000 円
その他の介護職員 月額 10,000 円

※ 各人の支給総額は、夜勤の回数及び事業種別の収入率を考慮して決定。

(2) 非常勤の介護職員

支給額は常勤と同じ勤務時間数の場合に半額、それ以外の場合は勤務時間数に応じて比例計算し、4月～9月算定の加算取得分を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分を6月給与支給時に支給する。

2. 介護職員等特定処遇改善加算について

(1) 特定処遇改善加算金は、4月～9月算定の加算取得分を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分を6月給与支給時に支給する。

(2) 特定処遇改善加算金の額は次のとおりとする。

- ① 経験・技能のある介護職員 年額 210,000 円程度
- ② 他の介護職員 常勤 年額 120,000 円程度
非常勤 年額 60,000 円程度(勤務時間数に応じて比例計算)
- ③ その他の職種※ 常勤 年額 60,000 円程度
非常勤 年額 30,000 円程度(勤務時間数に応じて比例計算)

※ 療法士・薬剤師・清掃・車輛・運転手・宿直は除く

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書(令和 4 年度)

1 基本情報<共通>

フリガナ	シャカイフクシホウジンセイジュカイ				
法人名	社会福祉法人成寿会				
法人所在地	〒	737-0115			
	広島県呉市広町字白石免田13010番地				
フリガナ	クワノ カズヤ				
書類作成担当者	桑野 和也				
連絡先	電話番号	082-430-7000	FAX番号	082-430-7890	E-mail
	kazuya.kuwano@seijukai-				

【本計画書で提出する加算】 ※加算名をチェックすること。

 介護職員処遇改善加算(処遇改善加算) 介護職員等特定処遇改善加算(特定加算)

2 賃金改善計画について<共通>

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
※本様式のオレンジセルでは下記の要件を確認しており、セルが「○」でない場合、加算の算定要件を満たしていない。

- I 介護職員の賃金改善の見込額が、処遇改善加算の算定見込額を上回ること
II 介護職員その他の職員の賃金改善の見込額が、特定加算の算定見込額を上回ること

(1) 介護職員処遇改善加算

① 算定する加算の区分	※ 別紙様式2-2のとおり	
② 介護職員処遇改善加算の算定対象月		
③ 令和 4 年度介護職員処遇改善加算の見込額	64,080,012	円
④ 賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は③欄の額を上回ること)	64,991,166	円
i) 介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)	597,859,903	円
ii) 前年度の介護職員の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	532,868,737	円
(ア)前年度の介護職員の賃金の総額	620,973,823	円
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	64,106,143	円
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額(その他の職種に支払われた額を除く)	23,998,943	円
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円
⑤ 賃金改善実施期間	令和 4 年 7 月 ~ 令和 5 年 6 月	

要件 I

○

【記入上の注意】

- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」及びii) (ア)の「前年度の介護職員の賃金の総額」には、介護職員処遇改善加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (1)④ i)の「介護職員処遇改善加算の算定により賃金改善を行った場合の介護職員の賃金の総額(見込額)」には、特定加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金の改善見込額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除いた額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (1)④ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等処遇改善加算の加算の総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。(特定加算の加算の総額については、その他の職種に支給された額を除く。)
- (1)④ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

(2) 介護職員等特定処遇改善加算

① 算定する特定加算の区分				
② 介護職員処遇改善加算の取得状況				
③ 介護福祉士の配置等要件 ※サービス提供体制強化加算等の届出状況	※①、③、④ 別紙様式2-3のとおり、② 別紙2-2のとおり			
④ 特定加算の算定対象月				
⑤ 令和 4 年度介護職員等特定処遇改善加算の見込額(g)	27,187,368	円		
⑥ 賃金改善の見込額 (i - ii) (右欄の額は⑤欄の額を上回ること)	28,284,650	円		
i) 特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)	762,545,387	円		
ii) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額2】(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)	734,260,737	円		
(ア)前年度の賃金の総額	825,704,931	円		
(イ)前年度の介護職員処遇改善加算の加算の総額	64,106,143	円		
(ウ)前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算の総額	27,338,051	円		
(エ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	0	円		
⑦ 平均賃金改善額	経験・技能のある 介護職員(A)	他の介護職員(B)	その他の職種(C)	
i) 前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)(h)	102,553,282 円	442,673,821 円	201,392,000 円	
ii) 前年度の常勤換算職員数(i)	288.0 人	1,702.8 人	772.8 人	
iii) 前年度の一月当たりの常勤換算職員数(j)	24.0 人	141.9 人	64.4 人	
iv) 前年度のグループ毎の平均賃金額(月額)【基準額3】(h)/(i)	356,088 円	259,968 円	260,600 円	
v) グループ毎の平均賃金改善額(月額)(g)/(j)/(k) ※予定している配分方法について選択すること。(いずれか1つ) ※当該年度の特定加算の見込額と前年度の一月当たりの常勤換算方法により算出した職員数から算出した一人当たり配分額(月額)。(括弧内はグループ毎に配分可能な加算総額(年額))	<input type="radio"/> (A)のみ実施 (27,187,488 円) (27,187,488 円)			
	<input type="radio"/> (A)及び(B)を実施 (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円) (#DIV/0! 円)	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	
	<input checked="" type="radio"/> (A)(B)(C)全て実施 (27,187,664 円) (5,713,056 円) (17,772,124 円) (3,702,485 円)	19,837 円	10,437 円	4,791 円
	<input type="radio"/> 上記以外の方法で実施 (0 円) (0 円) (0 円) (0 円)			
月額平均8万円の賃金改善となる者又は改善後の賃金が年額440万円となる者 18 人(見込)				
(「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由)				
<input type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()				
⑧ 賃金改善実施期間(k)	令和 4 年 7 月 ~ 令和 5 年 6 月 (12 か月)			

要件 II

【記入上の注意】

- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」及び ii) (ア)の「前年度の賃金の総額」には、特定加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- (2)⑥ i)の「特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額(見込額)」には、処遇改善加算、処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得し実施される賃金改善額を除いた額を記載すること。(この際、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、同加算に係る改善見込額については、令和4年10月から賃金改善実施期間の最終月(原則として令和5年3月)までの月数に、1月あたりの補助金の平均見込額を乗じることによって算出すること。)
※1月あたりの補助金の平均見込額は、(参考)補助金別紙様式2-1の「2 賃金改善計画について」①の額を、補助金の交付対象期間の月数で除した額とする。なお、補助金を取得せず、介護職員等ベースアップ等支援加算(仮称)を取得する意向のある事業所は、仮に補助金を取得する場合の1月あたりの補助金の平均見込額を算出すること。
- (2)⑥ ii) (イ)の「前年度の介護職員処遇改善加算の加算総額」及び(ウ)の「前年度の介護職員等特定処遇改善加算の加算総額」は、都道府県国民健康保険団体連合会から通知される「介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」に基づき記載すること。
- (2)⑥ ii) (エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」は、本計画書の提出年度における独自の賃金改善分(初めて処遇改善加算を取得した年度以降に新たに行ったものに限る。)をいう。(処遇改善加算及び特定加算に係るものを除く。)本欄に記載した賃金改善については、「(3)ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善」欄に支給額、方法等の具体的な賃金改善の内容を記載すること。

- ・(2)⑦i)の「前年度の賃金の総額(処遇改善加算等を取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)」には、一括申請を行う場合については、原則として、前年1月から12月までの賃金の総額を記載すること。ただし、「その他の職種(C)」には、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回る職員の賃金を含まないこと。
- ・(2)⑦iii)の「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」には、一括申請を行う場合については、原則として、本計画書を提出する前月の常勤換算方法により算出した職員数を記載すること。また、賃金改善前の賃金が既に年額440万円を上回り、特定加算の配分対象とならない職員については、「その他の職種(C)」の常勤換算職員数に含めること。なお、「その他の職種(C)」については、実人数によることもできる。

(3) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

イ 介護職員処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

賃金改善を行う給与の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input checked="" type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容)				
	<p>【基本給】 ○常勤の介護職員の基本給の引き上げ(引き上げ幅は、年齢、資格、経験、技能、勤務成績等を考慮して各人ごとに決定) 月給 500円～64,000円の増額 ※上記の額には、平成24年4月から処遇改善加算を取得しており、より上位の区分の加算を取得した際に増額した分を含む。</p> <p>【手当】 ①常勤の介護職員 令和3年7月支給給与(6月分給与)より、毎月一定額の手当を支給し、4月～9月算定の加算取得分との差額調整金を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分との差額調整金を6月給与支給時に支給する。 毎月一定額 夜勤を行う介護職員 月額20,000円 その他の介護職員 月額10,000円 ※各人の支給総額は、夜勤の回数及び事業種別の収入率を考慮して決定。</p> <p>②非常勤の介護職員 支給額は常勤と同じ勤務時間数の場合に半額、それ以外の場合は勤務時間数に応じて比例計算し、4月～9月算定の加算取得分を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分を6月給与支給時に支給する。</p> <p>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p>				
(上記取組の開始時期)	平成	24	年	4	月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ロ 介護職員等特定処遇改善加算 ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

経験・技能のある介護職員のある介護職員の考え方	○次の条件を満たす介護職員を「経験・技能のある介護職員」とし、具体的な支給額は月額平均賃金改善額が「その他の介護職員」の平均賃金改善額より高くなるように定額配分する。 ①介護福祉士の資格を有する者 ②主任補佐以上の者または介護職員として勤続10年以上(系列法人における実務経験)の者 ③①及び②の介護職員で法人が認めた者				
賃金改善を行う職員の範囲	<input checked="" type="checkbox"/> (A)経験・技能のある介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (B)他の介護職員 <input checked="" type="checkbox"/> (C)その他の職種 (A)にチェック(✓)がない場合その理由) ()				
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与	<input checked="" type="checkbox"/> その他
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程)				
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()				
	(賃金改善に関する規定内容)				
	<p>○特定処遇改善加算金 ①特定処遇改善加算金は、4月～9月算定の加算取得分を12月賞与支給時に、10月～3月算定の加算取得分を6月給与支給時に支給する。 ②特定処遇改善加算金の額は次のとおりとする。 経験・技能のある介護職員 年額 210,000円程度 他の介護職員 常勤 年額 120,000円程度 非常勤 年額 60,000円程度(勤務時間数に応じて比例計算) その他の職種 常勤 年額 60,000円程度 非常勤 年額 30,000円程度(勤務時間数に応じて比例計算)</p> <p>※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。 資格・手当等に含めて賃金改善を行う場合は、その旨を記載すること。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。</p>				
(上記取組の開始時期)	令和	元	年	10	月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)

ハ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算の配分を除く賃金改善

(1)④ii)(エ)又は(2)⑥ii)(エ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載

独自の賃金改善の具体的な取組内容	
独自の賃金改善額の算定根拠	

3 キャリアパス要件について<処遇改善加算>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

次の要件について該当するものにチェック(✓)し、必要事項を具体的に記載すること。

キャリアパス要件Ⅰ 次のイからハまでの基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。	
ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。	
ハ イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅱ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰ・Ⅱの場合は必ず「該当」 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。	
イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> ①	資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について下記に記載すること 施設内研修により知識・技術の向上を行い、外部研修で得た知識等を施設内でフォローアップ研修することにより施設全体の能力アップを図る。 それを基に人事考課等で各人の能力評価を実施する。
	<input type="checkbox"/> ②	資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について下記に記載すること
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

キャリアパス要件Ⅲ 次のイとロ両方の基準を満たす。		加算Ⅰの場合は必ず「該当」 <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けている。	
具体的な仕組みの内容(該当するもの全てにチェック(✓)すること。)	<input type="checkbox"/> ①	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。
	<input type="checkbox"/> ②	資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。
	<input type="checkbox"/> ③	一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。
ロ イについて、全ての介護職員に周知している。		

※要件Ⅲを満たす(加算Ⅰを算定する)場合、昇給する仕組みを具体的に記載している就業規則等について、指定権者からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管すること。

4 職場環境等要件について<共通>

※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓) 変更なし

【処遇改善加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、全体で**必ず1つ以上**にチェック(✓)すること。(ただし、記載するに当たっては、選択したキャリアパスに関する要件で求められている事項と重複する事項を記載しないこと。)

【特定加算】

届出に係る計画の期間中に実施する事項について、**必ず全て**にチェック(✓)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上のための業務改善の取組」、「やりがい・働きの醸成」について、**それぞれ1つ以上**の取組を行うこと。※処遇改善加算と特定加算とで、別の取組を行うことは要しない。

区分	内容
入職促進に向けた取組	<input type="checkbox"/> 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	<input type="checkbox"/> 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	<input checked="" type="checkbox"/> 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	<input type="checkbox"/> 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<input type="checkbox"/> 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	<input type="checkbox"/> 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	<input type="checkbox"/> エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	<input checked="" type="checkbox"/> 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<input type="checkbox"/> 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	<input type="checkbox"/> 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	<input type="checkbox"/> 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	<input checked="" type="checkbox"/> 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	<input type="checkbox"/> 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	<input checked="" type="checkbox"/> 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	<input type="checkbox"/> 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	<input type="checkbox"/> 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	<input type="checkbox"/> タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	<input type="checkbox"/> 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
	<input checked="" type="checkbox"/> 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	<input type="checkbox"/> 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きの醸成	<input checked="" type="checkbox"/> ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	<input type="checkbox"/> 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	<input type="checkbox"/> 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	<input type="checkbox"/> ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

5 見える化要件について<特定加算> ※前年度に提出した計画書の記載内容から変更がない場合は「変更なし」にチェック(✓)

実施している周知方法について、チェック(✓)すること。 変更なし

ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「介護サービス情報公表システム」への掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 / <input type="checkbox"/> 掲載予定
	<input type="checkbox"/> その他() / <input type="checkbox"/> 予定

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件Ⅱの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 日

法人名 社会福祉法人成寿会

代表者 職名 理事長

氏名 西岡 安己

別紙様式2-2 介護職員処遇改善計画書(施設・事業所別個表)

法人名	社会福祉法人成寿会
-----	-----------

介護職員処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	64,080,012
------------------------	------------

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	(1)介護職員処遇改善加算					33
																														新規・継続の別	① 算定する介護職員処遇改善加算の区分	② 加算率(c)	③ 算定対象月(d)		
介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	新規・継続の別	算定する介護職員処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月(d)					介護職員処遇改善加算の見込額 (a×b×c×d) [円]																			
		都道府県	市区町村								令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月																				
1	3	4	7	0	5	0	0	6	9	9	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問介護	97,443	10.00	継続	加算Ⅱ	10.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	1,169,316								
2	3	4	7	0	5	0	0	6	9	9	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	64,898	10.00	継続	加算Ⅱ	10.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	778,776								
3	3	4	7	3	9	0	0	4	9	0	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問介護	82,816	10.00	継続	加算Ⅱ	10.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	993,792								
4	3	4	7	3	9	0	0	4	9	0	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問型サービス(独自)	44,489	10.00	継続	加算Ⅱ	10.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	533,868								
5	3	4	7	0	5	0	0	6	8	1	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所介護	307,347	10.00	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	1,585,908								
6	3	4	7	0	5	0	0	6	8	1	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所型サービス(独自)	65,965	10.00	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	340,368								
7	3	4	7	3	9	0	0	5	0	8	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	地域密着型通所介護	148,891	10.00	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	768,276								
8	3	4	7	3	9	0	0	5	0	8	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	通所型サービス(独自)	30,944	10.00	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	159,660								
9	3	4	7	2	5	0	1	4	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	地域密着型通所介護	199,536	10.14	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	1,044,012								
10	3	4	7	2	5	0	1	4	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	通所型サービス(独自)	36,012	10.14	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	188,412								
11	3	4	9	2	5	0	0	2	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	地域密着型通所介護	233,651	10.14	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	1,222,512								
12	3	4	9	2	5	0	0	2	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	通所型サービス(独自)	18,623	10.14	継続	加算Ⅱ	4.30%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	97,428								
13	3	4	7	3	9	0	0	5	9	9	呉市	広島県	呉市	グループホーム大浜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	420,305	10.00	継続	加算Ⅱ	8.10%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	4,085,364								
14	3	4	7	2	5	0	1	5	1	3	東広島市	広島県	東広島市	グループホーム田口	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	467,402	10.14	継続	加算Ⅱ	8.10%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	4,606,740								
15	3	4	7	0	5	0	0	6	6	5	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	介護老人福祉施設	1,953,904	10.00	継続	加算Ⅱ	6.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	14,068,104								
16	3	4	7	0	5	0	0	6	6	5	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	(介護予防)短期入所生活介護	22,738	10.00	継続	加算Ⅱ	6.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	163,704								
17	3	4	7	0	5	0	0	6	7	3	呉市	広島県	呉市	成寿園短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	225,140	10.00	継続	加算Ⅱ	6.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	1,621,008								
18	3	4	7	2	5	0	2	6	2	8	広島県	広島県	東広島市	短期入所生活介護事業所高屋	(介護予防)短期入所生活介護	237,984	10.17	継続	加算Ⅱ	6.00%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	1,742,604								
19	3	4	5	0	5	8	0	0	2	6	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	介護老人保健施設	2,023,968	10.00	継続	加算Ⅱ	2.90%	令和4年4月	令和5年3月	令和5年4月	令和5年5月	令和5年6月	12ヶ月	7,043,400								

	介護保険事業所番号												指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位あ たりの単 価[円](b)	(1)介護職員処遇改善加算										介護職員処遇 改善加算の見 込額 (a×b×c×d) [円]			
														都道府県	市区町村					新規・継続の 別	算定する 介護職員 処遇改善 加算の区 分	加 算 率 (c)	算定対象月(d)										
																							③										
20	3	4	5	0	5	8	0	0	2	6	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1,417	10.00	継続	加算Ⅱ	2.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	4,920											
21	3	4	5	0	5	8	0	0	2	6	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)通所リハビリテーション	593,100	10.00	継続	加算Ⅱ	3.40%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,419,848											
22	3	4	5	0	5	8	0	1	4	1	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	介護老人保健施設	513,115	10.00	継続	加算Ⅱ	2.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,785,636											
23	3	4	5	0	5	8	0	1	4	1	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3,621	10.00	継続	加算Ⅱ	2.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	12,600											
24	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設	1,543,851	10.00	継続	加算Ⅱ	2.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	5,372,592											
25	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0	10.00	継続	加算Ⅱ	2.90%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	0											
26	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)通所リハビリテーション	586,988	10.00	継続	加算Ⅱ	3.40%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,394,900											
27	3	4	7	2	5	0	2	6	3	6	広島県	広島県	東広島市	介護付有料老人ホーム高屋の大地 成寿会	(介護予防)特定施設入居者生活介護	792,028	10.14	継続	加算Ⅱ	6.00%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	5,782,428											
28	3	8	7	0	2	0	1	2	3	7	今治市	愛媛県	今治市	グループホーム関前	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	421,177	10.00	継続	加算Ⅱ	8.10%	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	4,093,836											

法人名	社会福祉法人成寿会
-----	-----------

介護職員等特定処遇改善加算額(見込額)の合計[円]	27,187,368
---------------------------	------------

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a)	1単位あたりの単価[円](b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					介護職員等特定処遇改善加算の見込額(a×b×e×f)[円]
		都道府県	市区町村					新規・継続の別	① 算定する介護職員等特定処遇改善加算の区分	③ 加算率(e)	④ 介護福祉士配置等要件	⑤ 算定対象月(f)	
13470500699	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問介護	97,443	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	736,668
23470500699	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	64,898	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	490,620
33473900490	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問介護	82,816	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	626,088
43473900490	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問型サービス(独自)	44,489	10.00	継続	特定加算Ⅰ	6.3%	特定事業所加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	336,336
53470500681	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所介護	307,347	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	442,572
63470500681	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所型サービス(独自)	65,965	10.00	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	94,980
73473900508	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	地域密着型通所介護	148,891	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又はロ	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	178,668
83473900508	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	通所型サービス(独自)	30,944	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又はロ	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	37,128
93472501497	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	地域密着型通所介護	199,536	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	291,348
103472501497	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	通所型サービス(独自)	36,012	10.14	継続	特定加算Ⅰ	1.2%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	52,572
113492500297	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	地域密着型通所介護	233,651	10.14	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又はロ	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	284,304
123492500297	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	通所型サービス(独自)	18,623	10.14	継続	特定加算Ⅱ	1.0%	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)イ又はロ	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	22,656
133473900599	呉市	広島県	呉市	グループホーム大浜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	420,305	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,160,040
143472501513	東広島市	広島県	東広島市	グループホーム田口	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	467,402	10.14	区分変更	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,308,084
153470500665	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	介護老人福祉施設	1,953,904	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	5,392,764
163470500665	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	(介護予防)短期入所生活介護	22,738	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	62,748
173470500673	呉市	広島県	呉市	成寿園短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	225,140	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	621,384
183472502628	広島県	広島県	東広島市	短期入所生活介護事業所高屋	(介護予防)短期入所生活介護	237,984	10.17	継続	特定加算Ⅰ	2.7%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	784,176
193450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	介護老人保健施設	2,023,968	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	4,128,888
203450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	1,417	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	2,880
213450580026	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)通所リハビリテーション	593,100	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.0%	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,423,440
223450580141	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	介護老人保健施設	513,115	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,293,048
233450580141	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	3,621	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	9,120
243450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設	1,543,851	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	3,890,496
253450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	0	10.00	継続	特定加算Ⅰ	2.1%	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	0

介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	一月あたり 介護報酬 総単位数 [単位](a)	1単位 あたりの 単価[円] (b)	(2)介護職員等特定処遇改善加算					
		都道府県	市区町村					新規・ 継続 の別	(1)		(3)	(4)	(5)
									算定する介護 職員等特定 処遇改善加 算の区分	加 算 率 (e)			
263450580083	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)通所リハビリテーション	586,988	10.00	継続	特定加算Ⅱ	1.7%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,197,444
273472502636	広島県	広島県	東広島市	介護付有料老人ホーム高屋の大地 成寿会	(介護予防)特定施設入居者生活介護	792,028	10.14	継続	特定加算Ⅱ	1.2%	いずれも取得していない	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,156,476
283870201237	今治市	愛媛県	今治市	グループホーム関前	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	421,177	10.00	継続	特定加算Ⅱ	2.3%	-	令和4年4月～令和5年3月(12ヶ月)	1,162,440

介護職員処遇改善支援補助金計画書

1 基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンセイジュカイ				
法人名	社会福祉法人成寿会				
法人所在地	〒	737-0115			
	広島県呉市広町字白石免田13010番地				
フリガナ	クワノ カズヤ				
書類作成担当者	桑野 和也				
連絡先	電話番号	082-430-7000	FAX番号	082-430-7890	E-mail
	kazuya.kuwano@seijuka				

2 賃金改善計画について

※詳細は別紙様式2-2に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)	11,339,624	円	要件 I ○	
②賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)	11,569,120	円		
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額) ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	361,648,434	円		
③ベースアップ等による賃金改善の見込額			要件 II ○	
i) 介護職員の賃金改善の見込額(f-1)	9,636,400	円		(96.08) %
	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(f-2))	9,258,400		
ii) その他の職員の賃金改善の見込額(g-1)	0	円		(0.00) %
	(うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(g-2))	0	円	
④ 補助金による賃金改善実施期間	令和4年 2月 ~ 9月			

【記入上の注意】

- ・② i) 「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・② i) 及び② ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善(見込)額を含む額を記載すること。

3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う給与の種類	ベースアップ等	<input type="checkbox"/> 基本給	<input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設)	<input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額)
	その他	<input type="checkbox"/> 手当(新設)	<input type="checkbox"/> 手当(既存の増額)	<input type="checkbox"/> 賞与
<input checked="" type="checkbox"/> その他 (調整金)				
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程)			
	<input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ()			
	(賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載すること。			
(介護職員支援手当) 第33条 介護職員処遇改善支援補助金の支給にもとづき、介護職員へ毎月7,500円を支給する。この補助金はその月の施設収入に応じて施設に一旦入金されるが、入金額以上を介護職員へ支給すべきものであるため、毎年6月と12月に差額を調整し介護職員へ一時金として追加支給する。なお、パートの介護職員については、出勤時間数を常勤換算し、その値に応じて比例計算により金額を算出し支給する。 2. 補助額の2/3以上をベースアップ等に使用することが要件であるため、補助金収入の増額により第1項の手当が2/3を下回る場合には、手当額の見直しを行う。 3. 令和4年10月以降については、介護報酬改定により新加算に移行されるため、第1項及び第2項の「補助」は「加算」に読み替えるものとする。				

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月分から賃金改善を実施しています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 令和4年2月サービス提供分について介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の届出を行っています。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 補助金の対象となる職員の勤務体制を確認しました。	勤務体制表
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、補助金の請求に関して不正があった場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

計画書の記載内容に虚偽がないことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 4 年 4 月 日 法人名 社会福祉法人成寿会

代表者 職名 理事長 氏名 西岡 安己

法人名	社会福祉法人成寿会
-----	-----------

【記入上の注意】 ・「補助金取得予定」には、補助金を取得する事業者は「○」を記入し、補助金を取得しない事業者は「×」を記入すること。
 ・処遇改善支援補助金計画書は、現行の処遇改善加算等の計画書と同様、法人一括での作成が可能であり、法人全体で交付要件を満たしていれば足りること。
 ・(f-1)及び(g-1)には、「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)」(2② i)と、「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」(2② ii)とを比較し、その差額を事業所ごとに記入すること。
 ・(f-2)及び(g-2)には、「3 介護職員処遇改善支援補助金により賃金改善を行う賃金項目及び方法」に記載した具体的な取組に基づく賃金改善の見込額を記載すること。

2① 介護職員処遇改善支援補助金額(見込額)の合計[円](e)	11,339,624
---------------------------------	------------

補助金取得予定	介護保険事業所番号										指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分(Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は補助金を取得できません)	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a')	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	交付対象月(d)	介護職員処遇改善支援補助金					
												都道府県	市区町村								合計を(e)に表示					
																					(f-1) ①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(a'×b×c×d)[円]	(f-1) ③ i) 介護職員の賃金改善見込額[円]	(f-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(g-1) ③ ii) その他職種の賃金改善見込額[円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	
1	○	3	4	7	0	5	0	0	6	9	9	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問介護	加算Ⅱ	112,903	10.00	2.1%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	189,672	238,800	232,800	0	0
2	○	3	4	7	0	5	0	0	6	9	9	呉市	広島県	呉市	成寿園指定訪問介護事業所	訪問型サービス(独自)	加算Ⅱ	75,135	10.00	2.1%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	126,224	0	0	0	0
3	○	3	4	7	3	9	0	0	4	9	0	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問介護	加算Ⅱ	95,877	10.00	2.1%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	161,072	225,200	219,200	0	0
4	○	3	4	7	3	9	0	0	4	9	0	呉市	広島県	呉市	ホームヘルプサービス成寿園豊	訪問型サービス(独自)	加算Ⅱ	51,474	10.00	2.1%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	86,472	0	0	0	0
5	○	3	4	7	0	5	0	0	6	8	1	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所介護	加算Ⅱ	324,106	10.00	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	259,280	246,600	237,600	0	0
6	○	3	4	7	0	5	0	0	6	8	1	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター成寿園	通所型サービス(独自)	加算Ⅱ	69,559	10.00	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	55,640	0	0	0	0
7	○	3	4	7	3	9	0	0	5	0	8	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	地域密着型通所介護	加算Ⅱ	156,782	10.00	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	125,424	171,600	165,600	0	0
8	○	3	4	7	3	9	0	0	5	0	8	呉市	広島県	呉市	デイサービスセンター豊浜	通所型サービス(独自)	加算Ⅱ	32,583	10.00	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	26,064	0	0	0	0
9	○	3	4	7	2	5	0	1	4	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	地域密着型通所介護	加算Ⅱ	210,510	10.14	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	170,760	183,000	180,000	0	0
10	○	3	4	7	2	5	0	1	4	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター田口	通所型サービス(独自)	加算Ⅱ	37,989	10.14	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	30,816	0	0	0	0
11	○	3	4	9	2	5	0	0	2	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	地域密着型通所介護	加算Ⅱ	246,034	10.14	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	199,576	164,400	158,400	0	0
12	○	3	4	9	2	5	0	0	2	9	7	東広島市	広島県	東広島市	デイサービスセンター高屋	通所型サービス(独自)	加算Ⅱ	19,611	10.14	1.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	15,904	0	0	0	0
13	○	3	4	7	3	9	0	0	5	9	9	呉市	広島県	呉市	グループホーム大浜	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算Ⅱ	464,016	10.00	2.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	742,424	857,800	824,800	0	0
14	○	3	4	7	2	5	0	1	5	1	3	東広島市	広島県	東広島市	グループホーム田口	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算Ⅱ	518,851	10.14	2.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	841,776	0	0	0	0
15	○	3	4	7	0	5	0	0	6	6	5	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	介護老人福祉施設	加算Ⅱ	2,116,077	10.00	1.4%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	2,370,000	1,743,800	1,668,800	0	0
16	○	3	4	7	0	5	0	0	6	6	5	呉市	広島県	呉市	特別養護老人ホーム成寿園	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅱ	24,625	10.00	1.4%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	27,576	0	0	0	0
17	○	3	4	7	0	5	0	0	6	7	3	呉市	広島県	呉市	成寿園短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅱ	243,827	10.00	1.4%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	273,080	0	0	0	0
18	○	3	4	7	2	5	0	2	6	2	8	広島県	広島県	東広島市	短期入所生活介護事業所高屋	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅱ	258,686	10.17	1.4%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	294,648	252,000	240,000	0	0
19	○	3	4	5	0	5	8	0	0	2	6	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	介護老人保健施設	加算Ⅱ	2,117,065	10.00	0.8%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	1,354,920	1,356,600	1,305,600	0	0
20	○	3	4	5	0	5	8	0	0	2	6	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	加算Ⅱ	1,482	10.00	0.8%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	944	0	0	0	0
21	○	3	4	5	0	5	8	0	0	2	6	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園	(介護予防)通所リハビリテーション	加算Ⅱ	625,123	10.00	0.9%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	450,088	389,400	374,400	0	0

補助金取得予定	介護保険事業所番号										指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分 (Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は補助金を取得できません)	一月あたり介護報酬総単位数[単位](a')	1単位あたりの単価[円](b)	交付率(c)	交付対象月(d)	介護職員処遇改善支援補助金					
												都道府県	市区町村								合計を(e)に表示 (列ごとの合計が「2賃金改善計画について」③に転記)					
																					①介護職員処遇改善支援補助金の見込額 (a'×b×c×d) [円]	(f-1) ③ i) 介護職員の賃金改善見込額[円]	(f-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	(g-1) ③ ii) その他職種の賃金改善見込額[円]	(g-2) 左記のうち、ベースアップ等による賃金改善の見込額[円]	
22	○	3	4	5	0	5	8	0	1	4	1	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	介護老人保健施設	加算Ⅱ	538,769	10.00	0.8%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	344,808	410,800	392,800	0	0
23	○	3	4	5	0	5	8	0	1	4	1	呉市	広島県	呉市	老人保健施設成寿園ユニット	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	加算Ⅱ	3,802	10.00	0.8%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	2,432	0	0	0	0
24	○	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	介護老人保健施設	加算Ⅱ	1,621,042	10.00	0.8%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	1,037,464	1,293,800	1,236,800	0	0
25	○	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)短期入所療養介護(老健)	加算Ⅱ	0	10.00	0.8%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	0	0	0	0	0
26	○	3	4	5	0	5	8	0	0	8	3	呉市	広島県	呉市	介護老人保健施設大浜	(介護予防)通所リハビリテーション	加算Ⅱ	616,922	10.00	0.9%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	444,176	369,400	354,400	0	0
27	○	3	4	7	2	5	0	2	6	3	6	広島県	広島県	東広島市	介護付有料老人ホーム高屋の大地 成寿会	(介護予防)特定施設入居者生活介護	加算Ⅱ	849,209	10.14	1.4%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	964,424	784,200	751,200	0	0
28	○	3	8	7	0	2	0	1	2	3	7	今治市	愛媛県	今治市	グループホーム関前	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算Ⅱ	464,978	10.00	2.0%	令和4年2月～令和4年9月(8ヶ月)	743,960	949,000	916,000	0	0